

# すみれ野自治会規約

## 第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規約は、すみれ野地区自治運営の円滑化を図るため、必要な事項を定めるとともに、以下に掲げる事業を行うことにより、地区の繁栄と地区住民の安全・安心で、豊かな社会生活の向上に努めることを目的とする。

- (1) 保健衛生上（美化清掃等）必要な事項に関する事。
- (2) 防火・防犯施設の整備及び災害対策に関する事。
- (3) 社会福祉及び文化の向上（ボランティア活動等）に関する事。
- (4) 地区有財産の維持・管理に関する事。
- (5) 行政上の連絡事項に関する事。
- (6) その他、必要な事業に関する事。

(名称と所在地)

第 2 条 この自治組織は「すみれ野自治会」（以下「本会」という）と称し、事務所を自治会長宅とする。

2. 本会の区域は、香芝市すみれ野一丁目及び二丁目地区全域（以下「地区」という）とする。

## 第 2 章 会 員

第 3 条 本会は、次の者をもって構成する。

- (1) 地区内に住所を有する個人（以下「正会員」という）
- (2) 地区内に事業施設を有し、事業活動を営む個人・法人及びその他の団体（以下「準会員」という）

2. 本会は、正当な理由がない限り地区内に住居を有する個人の加入を本人の意思に反して拒んではならない。

(組・班編制)

第 4 条 地区内の集落状況と会員の居住位置により会員を 5 組に分ける。

2. 各組は、さらにその会員数に応じ、役員会の承認を得て、班に細分することができる。

(組長・班長)

第 5 条 組及び班に、それぞれの組長及び班長を置く。組長及び班長の選任は、原則として、それぞれの組及び班内の正会員の互選による。

2. 組長の選任は、2 月末までに行うものとする。組長は組を代表し組内の自治業務を総轄処理する。
3. 班長は、組長を補佐し、班内における自治業務を処理する。
4. 班長の任期は、1 年とする。

(会 費)

第 6 条 正会員及び準会員は、別表に定める会費を納入しなければならない。但し、新規会員については別に定める入会協力金も納入しなければならない。

(入 会)

第 7 条 第 2 条第 2 項に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、入会申込書を自治会長に提出しなければならない。

2. 本会は、前項の入会申し込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(休 会)

第8条 会員が何らかの事情で第2条第2項に定める地区に住所を有しなくなって一定の期間を過ぎてまた元の住所を有する予定がある場合、休会の申し出ができる。尚、その間の自治会費は免除とする。

2. 休会后、復会する会員は、復会届けを自治会長に提出しなければならない。

(退 会)

第9条 正会員及び準会員が、次の各号の一つに該当する場合には、退会したものとする。

(1) 第2条第2項に定める地区に住所を有しなくなった場合

(2) 本人より退会届が自治会長に提出された場合

2. 会員が死亡し、または失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

### 第 3 章 役 員

(役員の種類)

第10条 本会に次の役員を置く。

(1) 自治会長 1名

(2) 副会長 1名

(3) 会計 1名

(4) 事務局長 1名

(5) 監事 2名

(6) 組長 5名

(選任と職務)

第11条 自治会長の選任は、選考委員会が正会員の中から適任者を推薦し、総会の承認により、決定する。前段の選考委員会は、総会に出席した組長全員をもって構成する。

2. 自治会長は、本会を代表し本規約及び関係法令に定めるところに基づき会務を統括管理する。

3. 自治会長は、総会及び役員会の決議事項を執行する責任を負う。

(役員職務)

第12条 副会長は、正会員の中から自治会長が指名し、総会の承認を得るものとする。

2. 副会長は、自治会長を補佐し自治会長に事故あるときは、その職務を代行する。

第13条 会計は、正会員の中から自治会長が指名し、総会の承認を得るものとする。

2. 会計は、本会の会計経理業務を総轄する。

第14条 事務局長は、正会員の中から自治会長が指名し、総会の承認を得るものとする。

2. 事務局長は、本会の事務を総轄する。

第15条 監事は、組長の中から総会において1名を互選し、あと1名は正会員の中から自治会長が指名し、総会の承認を得るものとする。

2. 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。

(2) 自治会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。

(3) 会計及び資産の状況又は業務執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求することができる。

第16条 副会長・会計及び事務局長は、役員として役員会の審理に参画する。

第17条 組長は、役員会の審理に参画する。

2. 組長は、業務執行機関として自治会長を補佐し、会務を分担する。

(役員任期)

第18条 自治会長・副会長・会計・事務局長・監事の任期は2年、組長は1年とし、再任を妨げない。

2. 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
3. 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(機関)

第19条 本会に次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 必要に応じ特別委員会を置くことができる。

## 第4章 総会

(総会の種別)

第20条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、各地域から選出された組長及び班長をもって構成し、その合計を定数とする。

(総会の権能)

第22条 総会は次の事項を審議し決議するほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

- (1) 規約の改正
- (2) 決算及び予算の審理と承認
- (3) 重要事業計画の承認
- (4) 自治会長の選任及び副会長、会計、事務局長及び監事の承認
- (5) 地区の業務報告の承認
- (6) その他、総会が必要と認めて決議した事項

(総会の開催)

第23条 総会は、自治会長が招集し、議事は自治会長又は、その都度必要に応じ議長を選出して会議を運営する。

2. 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
  - (1) 自治会長が必要と認めたとき
  - (2) 各地域から選出された組長及び班長の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
  - (3) 第15条第2項4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、自治会長が招集する。

2. 自治会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の10日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の定足数)

第25条 総会は、総て定数の3分の2以上の出席がなければ開会することが出来ない。

(総会の議決)

第26条 総会の議事は、出席した組長及び班長の過半数をもって決し、可否同数の時は議

長の決するところによる。

(総会の書面及び電磁的表決権)

第27条 やむを得ない理由のため総会が開催できないときは、自治会長は、書面及び電磁的方法にて総会を開催できるものとする。

2. 前項の場合における第25条及び第26条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作らなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 組長及び班長の数及び出席者数
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印をしなければならない。

## 第5章 役員会

(役員会の構成)

第29条 役員会は、第10条に定める者をもって構成する。

(役員会の権能)

第30条 役員会は、次の事項を決議する。

- (1) 総会に付議すべき議案の審議
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 地区の運営についての審議
- (4) 事業計画の推進
- (5) その他必要な事項

(役員会の招集等)

第31条 役員会は、原則毎月1回自治会長が定例的に招集する。

2. 自治会長は、役員4分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から10日以内に役員会を招集しなければならない。
3. 役員会を招集するときは、少なくとも7日前までにその日時、場所を通知しなければならない。

(役員会の議長)

第32条 役員会の議長は、自治会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第33条 役員会には、第25条、第26条、第28条規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「組長及び班長」とあるのは、「役員」と読み替えるものとする。

## 第6章 財産及び会計

(資産の構成)

第34条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費

- (3) 補助金
- (4) 入会協力金
- (5) 開発協力金
- (6) 資産から生ずる果実
- (7) 寄付金
- (8) その他の収入

- 2. 自治会費は、正会員については前期（4～9月分）と後期（10～3月分）の2回に分けて徴収し、準会員については、年1回まとめて徴収するものとする。
- 3. 自治会費負担の始期は、入会月の翌月からとする。
- 4. 入会協力金及び開発協力金については、別に定める基準に基づき徴収する。

（資産の管理）

第35条 本会の資産は、自治会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

（資産の処分）

第36条 本会の資産で第34条第1項第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において3分の2以上の議決を要する。

（経費の支弁）

第37条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

（出納事務手続き）

第38条 本会の現金出納及び会計事務は、会計が掌り、自治会長が発行した収入・支出伝票（命令書）に基づいて執行するものとする。

（事業計画及び予算）

第39条 本会の事業計画及び予算は、自治会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2. 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、自治会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

（事業報告及び決算）

第40条 本会の事業報告及び決算は、自治会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等を作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3ヶ月以内に 総会の承認を受けなければならない。

（専 決）

第41条 自治会長は、予算に計上されていない支出負担行為が生じたときは、20万円の限度において、専決することができる。

（会計監査）

第42条 会計監査は、毎会計年度終了後速やかに行わなければならない。

- 2. 監事は、必要あるときは随時会計帳簿、その他関係書類を監査し、自治会長及び会計に説明を求めることができる。

第43条 本会の資産は、宗教上の組織又は団体の使用に供し、又は、支出してはならない。

（会計年度）

第44条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日で終わる。

## 第7章 規約の変更及び解散

（規約の変更）

第45条 この規約は、総会において定数の5分の4以上の出席者の3分の2以上の同意を

得、且つ、香芝市長の認可を受けなければ変更することが出来ない。

(解 散)

第46条 本会は、地方自治法第260条の2第15項において準用する民法第68条第1項第3号及び第4号並びに第2項の規定により解散する。

2. 総会の議決に基づいて解散する場合は、定数の5分の4以上の出席者の3分の2以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第47条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において定数の5分の4以上の出席者の3分の2以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

## 第8章 雑 則

(備付け帳簿及び書類)

第48条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなくてはならない。

第49条 会員名簿等の取り扱いについては、自治会関係以外には使用できない。

(委 任)

第50条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、自治会長が別に定める。

第51条 この規約に定めのない事項が発生したときは、役員会で協議する。

## 附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行し、入会協力金及び開発協力金については平成28年度分より適用する。

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

この規約は、令和2年6月28日から施行する。

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

本会の事業計画及び予算は、第39条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

本会の設立初年度の会計年度は、第44条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から令和5年3月31日までとする。

# すみれ野自治会規約

## 入会協力金・開発協力金取り扱い要綱

1. 入会協力金・開発協力金徴収適用範囲

すみれ野地区内において、住宅・店舗及び社屋等を建設し、居住使用及び店舗・社屋等を所有使用するもの

2. 入会協力金及び開発協力金適用地域

香芝市すみれ野1丁目及び2丁目とする。

3. 入会協力金・開発協力金納入者

開発業者・建築請負業者・建築主及び入居者のいずれかとする。

4. 入会協力金・開発協力金納入先

すみれ野自治会長

5. 入会協力金納入金額

新居住者	1戸あたり	30,000円
賃貸アパート・マンション・貸屋	1部屋あたり	20,000円

6. 開発協力金納入金額

賦課額 面積500平方メートル以上とし、1平方メートルあたり300円とする。

7. 適用年月日 令和4年7月1日

別 表

自治会費の賦課基準表

賦課基準	自治会費の額
地区の区域に、自己の所有する住宅に居住するもの。 (店舗兼用住宅も同等とする。)	1戸あたり 月 額 500円
地区の区域に、他人の所有する戸建て住宅に居住するもの。 (店舗兼用住宅も同等とする。)	1戸あたり 月 額 400円
地区の区域に、他人の所有するマンション・アパート等に居住するもの。 (店舗兼用住宅も同等とする。)	1部屋あたり 月 額 300円 ～500円※
地区の区域に店舗を有し、法人及び営業活動をおこなうもの、 但し、自治会費の額は、本店・支店及び事業規模を、考慮し 役員会の意見を聞いて自治会長がその額を決定する。	年 額 6,000円 ～ 50,000円

※個別の事情に応じ、関係者協議の上、役員会の意見を聞いて、自治会長がその額を決定する。

# すみれ野自治会 組織図

